

処理施設(クリーンZ炉)の維持管理に関する計画書 (共通基準)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の6に基づく

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(維持管理基準)に対する具体的な計画

I. 共通基準

維持管理基準(第12条の6)	具体的な計画
<p>・受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</p>	<p>・受け入れ前に、排出元から提供される性状に関する情報やサンプル品をもとに当該施設の処理能力に見合った適正なものかを確認する。 ・受け入れの際、種類ごとにトラックスケール又はその他の方法で秤量する。</p>
<p>・施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p>	<p>・汚泥等はバケットクレーンによるキルン供給ホッパーへの投入量、廃液等はタンク受入量とタンク液面のレベル差により、日々の処分量を管理する。 (投入量=バケット投入回数×バケットクレーンの1回あたりの投入量+廃液の容量×廃液の比重) 但し、バケットクレーンの1回あたりの投入量、廃液の比重は、廃棄物の混合比率、種類により変化するので、定期的に(1回/月程度)見直しを行う。</p>
<p>・産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること</p>	<p>・緊急時の連絡体制を整備し、対処方法を定め、異常事態が生じても迅速かつ的確に処置できるようにし、生活環境の保全上必要な措置を講ずることができるよう緊急資材(土嚢等)を常備する。</p>
<p>・施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。</p>	<p>・施設の性状な機能を維持するため、日々点検結果表及び週点検結果表に基づいて、点検を実施する。 ・点検結果に基づいて、適正な措置を行う。</p>
<p>・産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>・産業廃棄物の飛散及び流出を防止するため、容器入りでない汚泥の廃棄物は、コンクリート床で屋根付きの置き場に保管する。又、屋外に容器入りでない廃プラスチック等の廃棄物を保管する場合は、散水又はシート掛けを行う。 ・油泥ピット上は、吸引し、焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹込む。</p>
<p>・蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p>	<p>・衛生に努める。 ・定期的に産業医による巡視を行う。</p>
<p>・著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>・著しい騒音及び振動を発生するおそれのある設備を設置する際は、必要に応じて防音・防振対策を講じ、周囲の生活環境を損なわないようにする。 ・工場の敷地境界地で騒音測定を行う。(1回/月)</p>
<p>・施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</p>	<p>・放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするため、焼却施設からの排水は、排水処理設備で中和、凝集沈殿法により重金属を除去した後、放流する。 ・定期的に放流水の水質検査を行い、排水排出基準を遵守する。</p>
<p>・施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。</p>	<p>・施設の維持管理に関する点検を日比点検結果表及び週点検結果表に基づいて、点検を実施し、点検表に点検結果と措置を記録する。記録は3年間、事務所に保存する。</p>

共通基準

処理施設(クリーンZ炉)の維持管理に関する計画書 (施設の基準)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7第5項に基づく

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(維持管理基準)に対する具体的な計画

I. 個別基準

維持管理基準(第12条の7第5項)	具体的な計画
<p>・施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p>	<p>・汚泥等はバケットクレーンによるキルン供給ホッパーへの投入量、廃液等はタンク受入量とタンク液面のレベル差により、日々の処分量を管理する。 (投入量=バケット投入回数×バケットクレーンの1回あたりの投入量+廃液の容量×廃液の比重) 但し、バケットクレーンの1回あたりの投入量、廃液の比重は、廃棄物の混合比率、種類により変化するので、定期的に(1回/月程度)見直しを行う。</p>
<p>・ピット・クレーン方式によって燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。</p>	<p>・ピット投入前にカミカミで汚泥、廃プラスチック等を混合する。 ・カミカミで油泥は混合しない。</p>
<p>・燃焼室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。</p>	<p>・汚泥、廃プラスチック等の投入は三重ダンパーにより外気と遮断した状態で、プッシャーでキルンへ投入する。 ・三重ダンパの動作(遮断)状況を1回/方(8時間毎)の頻度でシリンダーの停止位置を測定する。 ・三重ダンパは、水蒸気を吹込み、着火防止と外気との遮断を行う。</p>
<p>・燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。</p>	<p>・二次燃焼室の温度が800℃以上になるように、廃油等の燃焼量、廃液処理量を制御する。</p>
<p>・焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>・キルン出の焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるようにする。</p>
<p>・運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p>	<p>・運転開始時には、重油バーナーを作動させキルン、二次燃焼室を予熱する。</p>
<p>・運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽すこと。</p>	<p>・運転停止時には、原料の供給を停止した後、重油バーナーを作動させ、キルン、二次燃焼室温度を800℃以上に保持し、産業廃棄物を燃焼し尽す。</p>
<p>・燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>・燃焼室出口に温度計を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、運転管理室で記録する。</p>
<p>・集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。</p>	<p>・急冷塔出口温度を100℃以下に冷却する。 ・ガス冷却室、急冷塔の冷却能力を維持するため、定期的にスプレーの詰まりを点検する。</p>
<p>・集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>・IWSに流入する排ガス温度を連続的に測定し記録する。</p>
<p>・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>・定期整備を必要に応じて実施し、冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去する。</p>

処理施設(クリーンZ炉)の維持管理に関する計画書 (施設の基準)

維持管理基準(第12条の7第5項)	具体的な計画
<p>・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるように産業廃棄物を焼却すること。</p>	<p>・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように産業廃棄物を焼却する。</p>
<p>・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、記録する。</p>
<p>・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が1ng-TEQ/Nm^3以下となるように産業廃棄物を焼却すること。</p>	<p>・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が1ng-TEQ/Nm^3以下となるように産業廃棄物を焼却する。</p>
<p>・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量またはばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年2回測定し、記録する。 ・煙突から排出される排ガス中のばい煙量またはばい煙濃度(窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素及びばいじんに係るものに限る。)を6か月に1回測定し、かつ、記録する。</p>
<p>・排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>・排ガスの排出基準値を遵守し、排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。</p>
<p>・煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>・排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は当該水の飛散及び流出による生活環境上の支障が生じないようにする。 ・流出した場合、洗浄水はピットに集められ、排水処理設備で処理する。</p>
<p>・ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。</p>	<p>・ばいじんは、排ガスの洗浄水に含まれて、排水処理設備で中和廢物として回収し、リサイクル炉で処理する。 焼却灰はリサイクル炉で処理する若しくは焼却金銀滓として、非鉄金属精錬原料として販売する。</p>
<p>・火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	<p>・施設及び設備については、耐熱性及び難燃性を考慮した材料を使用する。 ・産業廃棄物の引火性及び易燃性を考慮し、消防法を満足した配置を行う。 ・消防法に則り、消火器その他消火設備を備える。 ・ピット及び原料コンベア室の可燃性ガスの滞留を防止するため、空気を流す。 ・ピットには可燃性ガス検知器を設置する、ガス検知器は、ガス検知器は定期的に点検を行い、機能を維持する。 ・カミカミ畑には火災検知器による自動泡消火設備を設置する。</p>

焼却施設の基準

産業廃棄物の保管に関する計画書（保管基準）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条に基づく
産業廃棄物保管基準に対する具体的な計画

産業廃棄物の保管基準(第8条)	具体的な計画
<p>・周囲に囲いが設けられていること。</p>	<p>・固形の産業廃棄物は囲いが設けられた所定の置場に保管する。</p>
<p>・見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。 (1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。 (2)次に掲げる事項を表示したものであること。 (イ)産業廃棄物の保管の場所である旨 (ロ)保管する産業廃棄物の種類 (ハ)保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (ニ)屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては最高の高さ</p>	<p>・各保管施設には見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設ける。 (1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。 (2)次に掲げる事項を表示したものとす。 (イ)産業廃棄物の保管の場所である旨 (ロ)保管する産業廃棄物の種類 (ハ)保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (ニ)屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては最高の高さ</p>
<p>・保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。 イ. 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止する為に必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。 ロ. 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、所定の高さを超えないようにすること。 ハ. その他必要な措置</p>	<p>・保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずる。 イ. 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生じた場合、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝を設けるとともに、産業廃棄物の保管場所の底面をコンクリートで覆い当該汚水の地下への浸透を防止する。排水溝を経由した汚水は排水処理施設で処理をする。 ロ. 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、所定の高さを超えないようにする。</p>
<p>・保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p>	<p>・保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように清潔に努める。</p>

保管基準

特別管理産業廃棄物の保管に関する計画書（保管基準）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13に基づく

特別管理産業廃棄物保管基準に対する具体的な計画

特別管理産業廃棄物の保管基準(第8条13)	具体的な計画
<p>・周囲に囲いが設けられていること。</p>	<p>・固形の特別管理産業廃棄物は囲いが設けられた所定の置場に保管する。</p>
<p>・見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。 (1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。 (2)次に掲げる事項を表示したものであること。 (イ)特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨 (ロ)保管する特別管理産業廃棄物の種類 (ハ)保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (ニ)屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては最高の高さ</p>	<p>・各保管施設には見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設ける。 (1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。 (2)次に掲げる事項を表示したものとする。 (イ)特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨 (ロ)保管する特別管理産業廃棄物の種類 (ハ)保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (ニ)屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては最高の高さ</p>
<p>・保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。 イ. 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止する為に必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。 ロ. 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが、所定の高さを超えないようにすること。 ハ. その他必要な措置</p>	<p>・保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずる。 イ. 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生じた場合、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝を設けるとともに、特別管理産業廃棄物の保管場所の底面をコンクリートで覆い当該汚水の地下への浸透を防止する。排水溝を経由した汚水は排水処理施設で処理をする。 ロ. 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが、所定の高さを超えないようにする。</p>
<p>・保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p>	<p>・保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように清潔に努める。</p>
<p>・特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。</p>	<p>・特別管理産業廃棄物の保管は指定された場所にて確実にを行い、廃棄物種類間で混合する恐れのないように仕切り等を設け区分けして保管する。</p>
<p>・特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあつては、容器に入れ密封する事等当該廃酸または廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置。</p>	<p>・特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリは、腐食防止の為にタンクにて保管する。</p>

保管基準